

※決定 伺	課長	課長補佐	主幹	主査	係長	係員	主任者

茨城県市町村職員共済組合・物資立替金申請書類

特例による物資立替金申請書

※共済組合 使用欄	※立替番号
	20
	※立替年月日
	平成 年 月 日

所属所名			立替金額 (5万円単位)							
			¥							円
所属所コード		組合員証番号		購入区分		償還方法				
				新車 中古車		毎月均等償還 ボーナス併用償還				
フリガナ						購入車名				
氏名										
購入金額		購入年月日		※共済組合使用欄						
円		年 月 日		特例コード						
自動車販売店名		所在地		☎						
		店名								
<p>上記のとおり特例による物資立替金を申請いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 印</p> <p style="text-align: center;">茨城県市町村職員共済組合理事長 様</p>										
<p>この申請書に記載のとおり的事実に相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属所長 印</p>										

注) この申請書には、自動車注文書又は売買契約書の写しを添付してください。

注) この申請書を提出する際は、必ず裏面の注意事項等をご参照ください。

※共済組合使用欄		購入金額	回数	償還金額	手数料
入力欄	毎月償還分(10:毎月)	万円	回	円	円
	賞与償還分(30:分割)	万円	回	円	決定送金額 円

特例による物資立替金の申請とは

物資事業は、茨城県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）が契約した特約店（ディーラー）から組合員が自動車を購入した場合、購入代金の一部を共済組合が組合員に代わって立替支払いし、利用者が立替金を給与控除により共済組合へ割賦償還する制度ですが、全ての自動車販売会社とは特約店契約を結ぶことができません。

「特例による物資立替金申請」は、特約店契約をしていない自動車販売会社から自動車を購入した場合でも、組合員が手数料を払うことにより物資事業を利用できる制度です。

【 取扱上の注意 】

1. この申請書は、共済組合と特約店契約をしているディーラーにおいては使用することはできません。
2. この申請書による物資立替金の送金は、立替金額から下記の手数料を控除した金額を申請者の個人登録口座に送金いたします。

※ 手数料(税込金額) 新車：10,800円 ・ 中古車：5,400円

3. 立替金額及び償還等について
 - ・ 立替金額：10万円以上5万円単位で、最高300万円。
 - ・ 償還月数：立替金額に応じ96月以内。
 - ・ 償還方法：償還表に基づき給与天引きにより償還。
4. この申請書には、自動車注文書又は売買契約書の写しを添付のうえ、所属所長の証明を受けてください。
5. 申請書締切日は、毎月5日必着となります。

【 記入上の注意 】

1. 申請者・所属所長の証明印がないものは無効となります。
2. 所属所名は、市町村役場又は一部事務組合名を記入してください。
3. 所属所コード・組合員証番号は、保険証の番号となりますので確認のうえ記入してください。
4. 購入金額は、自動車販売会社への支払金額を記入してください。
5. 購入区分及び償還方法は、必ずいずれか一方に○印をつけてください。
6. ※印の共済組合使用欄には、記入しないでください。